

おめでとうございます

県政発足記念日知事表彰

このたび次の方々が、平成17年度愛媛県政発足記念日知事表彰を受賞されました。

保健衛生功労



愛媛県医師会理事
森 俊雄 氏
(三津屋南)

教育文化功労



愛媛県卓球協会副会長
渡部忠志 氏
(上市)

市議会 2月臨時会



2月臨時会が20日に開会されました。

臨時会では、指定管理者の指定についての議案などが上程・審議され、承認・可決されました。

市施設の指定管理者の指定について
障害者共同作業所、老人憩の家、丹原高齢者生活福祉センター、小松生きがいデイサービスセンター、東予総合福祉センター、丹原福祉センター、小松地域福祉センター、やすらぎ苑、本谷温泉館、石鎚ふれあいの里
以上の市施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

指定管理者制度を導入する市の施設

障害者共同作業所



指定管理者名
社会福祉法人 あおい会

やすらぎ苑



指定管理者名
道前総業株式会社

本谷温泉館



指定管理者名
株式会社キャップ

石鎚ふれあいの里



指定管理者名
石鎚ふれあいの里
大保木をよくする会

老人憩の家



指定管理者名
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

東予総合福祉センター



指定管理者名
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

丹原高齢者 生活福祉センター



指定管理者名
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

丹原福祉センター



指定管理者名
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

小松生きがい デイサービスセンター



指定管理者名
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

小松地域福祉センター



指定管理者名
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

市施設の指定管理者が指定されました

平成18年度から指定管理者制度を導入

指定期間は3年間。平成18年4月1日～平成21年3月31日

平成15年に地方自治法が一部改正されたことにより、公の施設の管理運営を民間事業者などに委ねることができる「指定管理者制度」が創設されました。
この制度では、経費の節減や市民サービスの向上が、より一層期待できる施設の管理者を原則公募によって決定します。
市においても指定管理者の公募を行い、

今回、平成18年度から指定管理者制度に移行する市の施設が決定しました。
今後も市では、積極的な指定管理者制度の導入を検討していきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
■問合せ
市庁舎本館企画課
行政改革推進係（内線2534）